

## 保育の必要性の認定事由について

子ども・子育て支援法では保護者の申請を受けて、客観的な基準に基づき、「保育の必要性」の認定した上で給付を支給する仕組みとなります。保育の必要性の認定事由については、基本的に国の施行規則に基づき、以下のとおりとすることを検討しています。

### ○現行の「保育に欠ける」と 新制度の「保育の必要性」の要件 対比表

(現行) 川西市保育所における保育に関する条例	(新制度案) 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条を基に作成
第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 1 項の規定に基づき、保育所における保育に関し必要な事項を定めるものとする。 第 2 条 保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。	(法第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由) 第 1 条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第 19 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。
(1) 居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。	1 1 月において、 <u>64 時間以上</u> 労働することを常態とすること。
(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	2 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
(5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。	4 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
(7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。	6 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 7 次のいずれかに該当すること。 イ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ロ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 6 第 3 項に規定す

	<p>る公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p>
	<p>8 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）</p>
	<p>9 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p>
	<p>10 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</p> <p><u>別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</u></p> <p><u>市長が認める前各号に類する状態にあること。</u></p>